

# 国保、後期高齢者医療保険料の 特別徴収が始まります

平成20年4月から、現在行われている介護保険の特別徴収に加え、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の特別徴収が開始されます。特別徴収とは、年金給付額からあらかじめ保険料が徴収されるというものです。

※後期高齢者医療の被保険者とは・・・

75歳以上の方・一定の障がい（寝たきり等）がある65歳以上の方で、広域連合の認定を受けた方。  
この制度の詳細については、市報1月号をご覧ください。

## ●特別徴収対象者（年金から差し引く方）

国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯</li> <li>・世帯主が国保被保険者である</li> <li>・世帯主が年額18万円以上の年金を受給している</li> <li>・国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えていない</li> </ul> <p>※上記の条件をすべて満たす世帯の世帯主の年金から差し引きます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年額18万円以上の年金を受給している</li> <li>・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えていない</li> </ul> <p>※上記の条件をすべて満たす75歳以上の方、及び一定の障がい（寝たきり等）がある65歳以上の方で広域連合の認定を受けた方、それぞれの年金から差し引きます</p>

※上記の対象者以外の方は、市役所から送付される納税通知書で納めてください。（普通徴収）

## ●特別徴収の方の保険税（料）額の振り分け方法

平成20年度						平成21年度					
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
1期	2期	3期	4期	5期	6期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		

### 平成20年度の仮徴収（4月・6月・8月）の保険税（料）額

◎国保税…各期の税額は、平成19年度の年税額に相当する額の6分の1の金額です。

◎後期高齢者医療保険料…各期の保険料額は、平成18年中の所得をもとに算出した年税額に相当する額の6分の1の金額です。

### 本徴収（10月・12月・2月）の保険税（料）額

◎前年の所得をもとに年間の保険税（料）額を算出し、そこから仮徴収分を除いて調整された金額です。

### 平成21年度以降の仮徴収（4月・6月・8月）の保険税（料）額

◎各期の保険税（料）額は、前年度2月分と同額です。

問い合わせ先 税務課 課税管理班 ☎82-4111(内線126)